

第2回堺市・美原町合併協議会会議録

日 時 平成15年7月16日(水)
会 場 堺市商工会議所会館(2階 大会議室)
開 会 午後1時開会
閉 会 午後3時19分閉会

出席委員等(31名)

会 長	米 原 淳七郎								
副会長	木 原 敬 介			高 岡 寛					
委 員	内 原 達 夫	栗 駒 栄 一	野 田 博	筒 居 修 三					
	高 岸 利 之	中 村 勝	米 谷 文 克	池 田 貢					
	中 井 國 芳	小 郷 一	服 部 正 光	池 田 範 行					
	加 藤 均	菅 原 隆 昌	肥 田 勝 秀	奥 田 ひろ子					
	奥 野 新太郎	清 水 謙 一	高 島 正 一	田 中 昭 二					
	中 尾 良 和	長 田 光 之	西 原 広 好	平 野 紀代子					
	槇 峯 正 一	山 口 典 子	松 岡 義 典	宮 原 嘉 徳					

堺市・美原町合併協議会事務局出席員

吉 田 幸 男	倉 宏 二
吉 田 景 司	藤 田 卓 也
山 岡 一 夫	光 齋 かおり
比 嘉 宏 幸	増 田 宣 典
北 口 雅 章	小 走 伸 吾
三 浦 直 子	吉 野 昭 平

第2回堺市・美原町合併協議会 次第

- 1 開 会
- 2 協議事項
 - 協議第5号 合併協議スケジュール(案)について
 - 協議第6号 合併協議会での協定項目(案)について
 - 協議第7号 協定項目の調整の基本方針(案)について
 - 協議第8号 市町村建設計画の策定にあたっての基本方針(案)について
- 3 その他
- 4 閉 会

午後 1 時開会

吉田事務局長 ただいまから第 2 回堺市・美原町合併協議会を開会いたします。

まず、本日の会議資料の確認でございますが、本日の資料につきましては、次第としまして第 2 回堺市・美原町合併協議会次第という 1 枚ものがあるかと思えます。それから、ホッチキスでとめてございます第 2 回堺市・美原町合併協議会資料というのがございます。これにつきましては、協議第 5 号から第 8 号までの目次を最初のページに入れてございます。それから、最後になりますが、堺市・美原町合併協議会関係資料というタイトルのもの、この 3 点ご用意しておりますが、おそろいでございますでしょうか。

それから、お願いごとでございますが、ご発言をいただきます際には、挙手をいただきましたら、マイクをお持ちいたしますので、ご発言の際にはよろしく願いいたします。

それから、報道関係の方がお見えでございますが、会長のあいさつまでということによりよろしくお願いいたします。

それでは、会議の議長につきましては会長にお願いすることになっておりますので、これ以降の議事進行につきましては、米原会長の方をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

米原会長 それでは、第 2 回堺市・美原町合併協議会を始めさせていただきます。

委員の皆様方には、暑い中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。本日は、合併協議にあたっての基本的な方針などのご協議をいただきますが、ご出席の皆様には積極的なご協議をお願いしたいと思います。と同時に、円滑な協議会の運営につきまして、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

まず、本日ご出席いただいております委員の方々でございますが、2 名ご欠席がございましたが、ほかの方々には、ご出席いただいておりますので、定足数は十分に満たしております。会議は有効に成立しております。

なお、本日の第 2 回協議会の会議録の署名につきましては、奥野新太郎委員と池田貢委員のお二方をお願いいたしております。

それでは、早速でございますが、お手元の第 2 回堺市・美原町合併協議会次第に基づきまして議事を進めさせていただきます。

本日は協議事項が 4 件ございます。初めに、協議第 5 号「合併協議スケジュール(案)」を議題といたします。

本件について、ただいまから事務局の方からご説明申し上げることにいたします。事務局、よろしくお願い致します。

吉田事務局長 それでは、私の方からご説明をさせていただきます。

なお、報道関係の方、申しわけございませんが、カメラ撮影は一応これでということで、よろしくお願い申し上げます。

それでは、協議第5号「合併協議スケジュール(案)」についてのご説明をさせていただきます。

資料は、第2回堺市・美原町合併協議会資料というのがございますが、目次、それから1枚めくっていただきまして、2ページの方から少しご説明をさせていただきます。

資料1というのが2ページにあらうかと思いますが、本年1月に設置いたしました任意合併協議会で確認されました法定合併協議会のスケジュールというのが、この資料1に書いてございます。ごらんいただきますと、平成15年6月から平成16年4月ごろ、協議事項の検討というのを書いてございます。これまでに合併協としての調印をということで任意合併協議会で確認をされてございます。この協議5号のスケジュール(案)につきましては、これを踏まえた形でスケジュール(案)をお示ししているものでございます。

それでは、1ページに戻っていただきますが、合併協議スケジュール(案)というのが1ページにございます。第1回の合併協議会で協議の4号まで協議確認がございました。本日は第2回目の合併協議会、協議第5号からという形になります。

一番上の欄でございますが、平成15年6月、この欄に記載のとおりでございますが、第1回の合併協議会では、各種規程のご報告、合併協議会の事業計画と予算並びに基本4項目の取り扱いにつきましてご協議いただいたわけございまして、確認をいただいたところでございます。

本日の第2回合併協議会では、その下の欄、ごらんいただきますと、合併協議スケジュール、合併協議会での協定項目、そして協定項目調整の基本方針及び市町村建設計画策定にあたっての基本方針、この4点をご協議いただきたいと考えております。

3回目以降でございますが、内容欄に記載しておりますとおり、財産及び公の施設、この取り扱いから以下、25.市町村建設計画までについての協議ということで具体の協議を行っていただくわけでございます。市町村建設計画につきましては、後ほどご説明いたしますが、右欄に特出しで書いてございますが、市町村建設計画協議とございますが、本年10月ごろには素案を策定いたしまして、この協議会で素案を練っていただくわけでございますが、11月ごろには住民の方々の意向の反映ということでパブリックコメントを実施したい。そして、大阪府との協議を終えまして、来年1月ごろには案策定というように考えてございます。

第1回目の協議会で5回目までの日程についてお示しをさせていただいております、5回目以降につきましても、原則月1回ということで協議を重ねていただきまして、すべての協議が調いでしたら、平成16年4月ごろに合併協定書の調印を行いたいというような考えでございます。

その後の手続でございますが、点線以下に書いておりますように、合併特例法期限内で最も早く合併施行するとした場合を想定いたしましてのスケジュールを記載してございます。

4月に合併協定書の調印ということでございますと、その後の堺市の5月定例議会、美原町の6月の定例議会、この議会で配置分合などにつきまして、議会の議決をいただきまして、大阪府知事に合併の申請を行いたいと考えております。そして9月の大阪府議会、これはお聞きしますと、10月下旬ぐらいが最終日ということでございますが、府議会の議決をいただきまして、知事決定の後、知事による総務大臣への届け出並びに総務大臣の告示ということで、無事合併施行というような形になるわけでございます。この時期につきましては、平成16年12月が最短というふうに考えてございます。

第1回の合併協議会で合併の期日につきましては、合併特例法の期限でございます平成17年3月の早い時期、早期を目途とするというご確認をいただいておりますが、これに沿った形で参りますと、このようなスケジュールになるということでございます。

一応共通認識を持っていただくということでスケジュール(案)をお示しさせていただきました。以上でございます。

米原会長 今、事務局の方から、今後の進行計画についてご説明していただきましたけれども、これについて何かご質問等ございませんか。

米谷委員 合併協議のスケジュール(案)が出されたわけでございますけども、この議案の前に一言ちょっとお願いがありますので、まず、それを言うておきたいということでございます。

6月20日に第1回の法定協議会が開催されまして、このことにつきまして新聞報道がされ、編入合併ということが、特に新聞報道の中で強調されたわけでありまして、住民の中には、もう合併が決まり、堺市に吸収されたような誤解を生んでおるわけでございます。また、美原町の広報みはら特集号「みんなで考えよう美原の未来」を発行しまして全戸配布も行われております。この内容も何か堺市と合併が決まっているような誤解を与えているわけでありまして、ところが一方、この合併協議会の議事録につきましては、昨日昼、ホームページを見ましても、まだ作成中ということでありまして、夕方にこの議事録が取れるという、こういう状況であります。

先ほど申し上げましたように、いろいろと住民の中で誤解を与えている状況の中で、こうした議事録の内容については、いち早くホームページなりに載せるような体制をとるべきではないだろうかというふうに思っております。本来、法定協議会というのは、住民の皆さんに、この協議された事項について、できるだけ早く公表して、そして合併のメリット、デメリットを協議し、住民の皆さんに判断を仰ぐものだと思っております。この点から見れば、情報公開からいうスタンスから見ますと、少しずれているのではないかとこのように思っております。そういう点から、議事録の早期公開というのをぜひともやっていただきたいということをまず要望します。これについては、後でまた会長さんからご意見を聞きたいと思うんですけども、それが1つでございます。

そして、スケジュールの日程についてでございますが、両市町の議会の議決が2004年度5月、6月議会となっておりますけれども、第1回協議会の冒頭で、本協議会は合併の是非についても協議をするということを確認させていただきました。よって、美原町としまして、堺市との合併の是非については、十分に皆さんの意見を反映させるための手だてをとっていかねばならないと思っております。この合併スケジュールを決めるにあたりまして、まず、美原町長に、こうした堺市との合併の是非について、どのような手だてをとって美原町の住民の皆さんに意向を反映しようとしているのか、ひとつ明らかにしていただきたいと思っております。

このようなことを考えるならば、できるだけ時間的余裕を持つべきではないかと思っております。法定協議会についても、許される時間を十分とるべきだと思っておりますが、町長の考えをまずお聞きしたいと思っております。

吉田事務局長 事務局でございますが、今、米谷委員からご指摘がございましたホームページ、それから議事録の関係でございますが、できるだけ早期に公表するように努力してまいりたいと思います。今回につきましては、11日から13日にかけて、合併協議会だよりの方は全戸配布させていただきました。ホームページも昨日一応載せたということで、えらい遅くなりましたんですが、次回からはもう少し早く掲載するように努力してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

米原会長 私が質問してもいいですか、今の分につきましては、ちょっと事務局のご説明の中に、この資料、第2回堺市・美原町合併協議会資料の1ページに横書きのページがございますが、そこ一番右の端にパブリックコメント実施11月ごろと書いてあるんですが、このパブリックコメント実施というのは、どういうことが教えていただけませんか。

吉田事務局長 いろんな計画等を立案する過程におきまして、その計画等の案の趣旨、内容その他必要な事項を住民の方に公表いたしまして、これらについて提出された住民の方々のご意見、情報、それから専門的な知識を考慮いたしまして意思決定を行うというようなことをパブリックコメントということでございまして、説明資料の公表に基づく住民の意向の把握ということをご理解いただけましたらと思います。住民の方々にご意見をお尋ねすることでございます。

米谷委員 会長さん、質問されておられるんですけども、私、先ほど質問の中で2項目にわたって質問しているわけでございますけれども、最初の広報の問題については答弁があったわけでございますけれども、2問目の住民の皆さんに対する説明をどうしていくのか、その手だてについてはどうするのかという回答をいただいているんですけども、先にそのことを答えていただいて、会長さんの質問をしていただきたいと思うんですが。

米原会長 わかりました。今、米谷委員さんがおっしゃられましたのは、住民の方々に、ここでいろいろ議論がなされたことにつきまして、どのように情報をお伝えするのかというこ

とについてのご質問であったと思いますが、これにつきまして、町長さん、お願いします。

高岡副会長 米谷委員の質問に美原町長としてお答えを申し上げます。

今のスケジュールにつきましては、最短の方法ということでございますけれども、私いたしましては、美原町の合併検討委員会と連携を図りながら、住民説明会や報告会、また講演会とかパブリックコメントなど、必要な時期に実施をして、町独自の情報提供と説明、意向把握の機会を拡充をして住民の広範囲な理解を得られますよう努力してまいりたい、そのように考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

米谷委員 先ほどから何度も申し上げておりますように、先日行われた新聞報道等で、美原町の中で出ておるのは、特に堺市との合併が決まったものだと、こういう声が非常に強いわけでございます。そういう点から、今からこの法定協議会の中で合併の是非についても協議をするということやっていかなければならないと思っております。先ほど申し上げましたように、そういう点から見ますと、スケジュール日程を最短ということの方針だと、これは決まったことではないということでもありますので、ぜひとも十分の時間を取っていただきまして、住民の皆さんに十分な納得を得られる、また、住民の皆さんが十分この合併の是非の判断ができる、その時間的余裕を取っていただくことを要望しておきます。

米原会長 どうもありがとうございました。ほかに何かご質問等ございますか。

栗駒委員 今の米谷委員の、住民の意向を今後つくられる計画に十分反映させていくという上でのお話がありましたけれども、その点について、できるだけ十分な時間を取るよう要望するということですが、具体的に例えば、これは市町村建設計画については、10月に素案策定というふうな内容になっていきますけれども、そういたしますと、きょうは7月16日ですから、本当に時間がないわけで、この建設計画の案、住民の皆さん方のいろんなご意見を反映させそうと考えると、非常に時間がないんですね。そういう点では、10月ごろに素案策定という、こういう短いことでどうかなと思うんです。ですから、今、米谷委員が十分な時間を取ってほしいという要望があったので、そういう点では、こういった計画を具体的に、できるだけ最短の日程だというふうに事務局から説明もあったけれども、見直す、そういう点はないのかどうか。

そもそも、平成17年3月という法期限を、出口決めておりますからね。今後、今、25項目、中身は3,000近い事務事業について協議をしていくというわけでありまして、こういう点を住民の皆さん方に説明して、そういった住民の皆さん方のご意見を反映して、我々判断をしていかんとあかんという点では、困難だと思うんです。そういう点では、たとえば平成17年3月ということが前回の第1回で決められたわけですが、できるだけその範囲内でも時間を取っていくという、そういうスケジュールが必要じゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。

米原会長 何かございますか。

吉田事務局長 一応私どもの使命といたしましては、いち早く住民の方々にいろんな情報をお示しするというのがまず第1かと考えてございまして、この素案を考える中で最短の日程を示したものでございます。住民の皆様方のご意向を反映するにつきましては、先ほど申し上げましたパブリックコメント、住民の皆様方への説明会等によりまして、その辺の説明をしてみたいと。まず、素案をつくりましてのご意見をちょうだいしたいという考えでございます。以上でございます。

米原会長 ほかにございませんか。

(「なし」という声あり)

それでは、ほかのご意見等はないようでございますので、本件につきましては、いろいろご注文はいただきましたけれども、骨子の中身につきましては、原案のとおり決していただけるものと思っておりますが、そのように理解してよろしゅうございますか。

米谷委員 先ほど申ししているように、この日程の中で十分できるかということの保証がないわけでありまして。素案として先ほど事務局は最短ということを何度も強調しておられるわけでございますけれども、この協議事項の手続、合併をした場合ということで書いておるので、この日程は、総務大臣の告示が平成16年12月になっておりますけれども、これには限らないということで理解をしていいのかどうか、その点だけ確認したいと思います。

吉田事務局長 一応考えといたしましては、こういう運びが今、最短であるということの提示でございますので、これでということではございませんので、ご理解いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。以上でございます。

宮原委員 ちょっとお尋ねなんです、ここに事業計画と予算とか、いろいろ書いてありますけれども、これにつきまして、私ちょっとわかりませんので、これをかみ砕いて、何とかお示し願うようなことはできませんでしょうか。要望としてお願いしたいと思うんですが、いつごろに事業計画、どんな事業計画が全然わからないんですけども、そういうようなことをこの下に、財産、財産及び公の施設とか、いろいろここに列記してあるんですけども、その内容が全然わかりませんので、内容がわかるように、ひとつ説明文をつけていただきたいと思うんですけども、ちょっと要望として出させていただきたいと思うんですが、よろしく願いいたします。

吉田事務局長 今のご意見でございますが、今、おっしゃっておられるのは協議項目の中身についてのお尋ねでございますでしょうか、箱の中と申しますか。各、財産云々についての個別の事象についてのご質問でございますか。

宮原委員 スケジュールの案ですから、それはそれでいいんですけども、これ、全然わからないのがあるんです。事業計画と書いてありまして、予算とか書いてありまして、わからないので、それをちょっとかいつまんで。

吉田事務局長 今ご指摘の部分は、スケジュールの第1回目の規約・各種規程等報告、事業

計画、予算、この部分でございますか。

せんだって、第1回のときにご協議いただきました項目ということで、ここに列挙させていただいておりますが、前回でございますが、協議第1号で会議運営規程につきましてのご承認いただいたわけですね。要は、ここの会議、どういうふうに進捗するかということで承認いただきました。第2号の方は事業計画ということで、合併協議会につきましては、おおむね月1回でありますとか、合併の方式、期日等につきましてのご議論をいただいたわけでございます。

市町村の建設計画とか、それから協議会委員等によります視察というようなものも、ちょっとごらんいただきますと、こちらの方に合併協議会だより創刊号というのがございますが、これが第1回の協議会の要約でございます。その中に、済みません、ちょっと置いてなかったようでございます。予算書につきましては、前回、そういうお話をさせていただいておりますが、協議会予算につきましては、総額1億2,282万1,000円ということで、歳出予算の主な内訳につきましては、協議会や幹事会の開催経費、それから市町村建設計画作成などの調査研究費、広報広聴に係る経費、事務局の運営費等でございます。これは前回の会議の中で既にご確認済みということでございまして、2回以降の日程でお願いいたしますということの今回のスケジュールのご提案でございます。それでよろしゅうございませうか。

池田委員 先ほど、会長さんの方からパブリックコメントの意味等の質問があったんですが、一応僕とすれば、住民の意見を聞く、あるいは住民に対して合併協の内容等を説明していくということでパブリックコメントを理解しておるんですけども、このパブリックコメントの法定協あるいは堺市・美原町が、その住民に対していろんな内容、決まった内容あるいは決めていく内容等を報告するときに、どういう方法でやっていく予定であるのか、ある程度正確な情報として示していただきたい。あるいはこちらから、こういう方法でやっていただきたいと、あるいはほしいということ要望して、それをこの中でまた図っていく可能性というものがあるのかどうか、それを言っていただきたい。

吉田事務局長 今、申し上げますパブリックコメントにつきましても、どういう形でやるかというのは、当然協議会の中でお諮りをさせていただいて、ご意見いただきながら進めたいということでございます。いろんな手法がございますので、その際にはいろいろご提案をいただく中で決めていきたいなという考えでございまして、今のところ、こうするという事務局案につきましても、今のところは皆さん方にまたお諮りしていきたいという考えでございます。以上でございます。

米原会長 やっぱり住民の方に、この合併協議会でどういうことが議論され、どのように議論が進んでいるかということにつきましては、私からもできるだけ詳しく、また、住民の方が容易にわかりやすいような形で、できるだけ頻繁に出していただければありがたい。私自

身もそのように思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

大体これでよろしゅうございますか。

それでは、ただいまの、こういう事項を今後検討していきますというこの案件につきましては、原案のとおり決定させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

どうもありがとうございました。最初の、今後のこういう問題を検討いたしますということにつきましては、原案のとおり決定させていただきました。

次に、協議第6号「合併協議会での協定項目(案)」を議題といたします。

本件について、事務局からご説明していただきますようお願い申し上げます。

吉田事務局長

それでは、事務局からご説明をさせていただきます。協議第6号「合併協議会での協定項目」ということですが、資料がもう一つ、堺市・美原町合併協議会関係資料というのがございます。まず、少しイメージを抱いていただきますために、少しこちらの方からご説明をさせていただきます。

まず、1ページに参考資料1として合併協定書という資料がございます。これは、ここにありますように、新潟市・黒埼町の合併協定書でございます。本日は、堺市・美原町合併協議会で、どういった内容を今後ご協議いただくかということについての、先ほど申し上げましたように、イメージを持っていただくために、既に合併されております市町の合併協定書がどのようなものかということでご説明をまずさせていただきたいと考えております。

それでは、3ページをごらんいただきたいと思います。1の合併の方式でございますが、ここでは編入合併とするとされてございます。2では合併の期日を、3以降につきましては、財産及び公の施設の取り扱い、それから議会の議員の任期及び定数の取り扱い、農業委員会、それから地方税の取り扱い、一般職の職員の取り扱い、それぞれどういうふうな取り扱いをするのかというのが記載されてございます。

ページをめくっていただきまして、4ページから5ページにかけてでございますが、特別職の身分の取り扱い、行政組織機構、それから一部事務組合、使用料・手数料、公共的団体等の取り扱い、5ページの方に参りますが、各種団体への補助金・交付金等の取り扱い、それから町字名の取り扱い、それから慣行の取り扱い、これは市民憲章でありますとか市の木、市民の歌とか、そういうものでございます。これなどの慣行の取り扱い、両市町のこれまでの違いをどう統一していくかということが、これの協定内容が記載されてございます。

16の各種事務事業の取り扱いでございますが、新潟市と黒埼町の場合につきましては、枝番が次のページ、1からずっと始まりまして、8ページの枝番16-8まで、それぞれ項目がございます。順を追いまして見てまいりますと、まず、16-1で建設制度の取り扱い、それから6ページに参りますが、保健・衛生制度、それから福祉制度、7ページに参りまし

て国民健康保険事業、それから教育・文化制度、消防・防災・交通安全制度、めくっていただきまして8ページ、農業制度の取り扱い、それから商業・工業・勤労者制度の取り扱い、このように、それぞれの項目につきまして、どういうふうに取り扱いをするかというふうな方針をこの中で内容を記載してございます。この各種事務事業の取り扱いにつきましては、新潟市・黒埼町の場合は、このような分類ということですが、それぞれ合併する市町村の場合、事情もございまして、分類の仕方が異なっております。当協議会におきましても、十分ご協議をいただきまして、協定項目を決定してまいりたいといふうに考えてございます。

それから、8ページのところで、最後に合併建設計画というのがございますが、これもいろいろ別添で定めとなっておりますが、後ほどご説明をさせていただきたいと思っております。関係資料のご説明をさせていただきました。

それでは、資料、協議第6号の方に移らせていただきますが、本編の方でございます。

右肩に協議第6号という囲みがございまして、合併協議会での協定項目(案)ということでお示しをさせていただいております。先ほどご説明させていただきましたように、新潟市・黒埼町の合併協定書につきましては、各種各般の協議を終えた最終のものでございますが、ここでお示ししますのは、今後、この当合併協議会で協議いただき協定項目としていただく項目の柱建てということでご提案をさせていただいております。この項目立てにつきましては、合併特例法で特例が定められている項目、それから先進の合併市町村の項目、取り扱っておられる項目、それから総務省のマニュアル並びに堺市・美原町の任意合併協議会でお示しをいただいた協議項目、こういうものを踏まえまして案を作成させていただいております。

まず、基本4項目でございますが、第1回目でご議論いただいております合併の方式、合併の期日、それから市の名称、事務所の位置、この4点につきましては、括弧内に承認いただいておりますということでお示しさせていただきます。

次に、その他の項目でございますが、5番目に財産及び公の施設の取り扱い、それから、最後の方にございます6ページの市町村建設計画まで項目を列挙してございます。それは、それぞれどういう内容を協議いただくのかという注釈をその下につけてございます。3ページをごらんいただきますと、5番はちょっと外しますが、6番目に市議会の議員の定数及び任期の取り扱い、7番、農業委員会委員の定数及び任期の取り扱い、4ページでございますが、8番、地方税の取り扱い、9番、一般職の職員の身分の取り扱い、そして10番目、地域審議会の取り扱い、これらの項目につきましては、合併特例法の中に特例の規定がある項目でございます。必ずご協議いただかなければならない項目ということでご認識をいただきたいと思っております。

戻りますが、3ページのその他の項目の5番目、財産及び公の施設の取り扱い、それから

4 ページでございますが、11 番の特別職の職員の身分の取り扱い、12 番、条例・規則の取り扱い、以下、組織・機構の取り扱い、一部事務組合の取り扱い、5 ページの方に参りまして消防団の取り扱いとございます。これは任意合併協議会の中では項目に入れておりませんでしたけれども、堺市にはございませんが、美原町には消防団がございます。この結成されております消防団につきましても、合併にあたって、その取り扱いについての協議をする必要があるなということで追加させていただいております。

以下、使用料・手数料の取り扱いでありますとか、公共的団体等の取り扱い、補助金・交付金等の取り扱い、町名・字名の取り扱い、各種福祉制度の取り扱い、慣行の取り扱い、国民健康保険事業の取り扱い、6 ページに参りますが、介護保険事業の取り扱い、それから各種事務事業の取り扱いということで、ここでは各分野につきまして取り扱いをどうするかというようなことが協議が必要でありますということで明記させていただいております。

この24 番目の各種事務事業の取り扱いでございますけれども、両市町のそれぞれ各種サービスの違いとかございます。そういう内容や住民の負担の内容が異なっておるものにつきましては、当然、一元化に向けた協議が必要でございます。枝番で示しておりますように、行政サービスにつきましては、非常に多様な事業を両市町とも行っております。この協議会でもかなりの数の事業につきまして協議をお願いするというふうに考えてございます。したがって、現時点で、どの項目を具体的にお示しして、本日これについて議論いただくというようなことは、今後のお話でございまして、こういった分類に基づきまして、特に住民サービス、負担に密接にかかわります事項につきましては、もちろんのこと、委員の皆様のご意見を踏まえながら、具体的な協定事項を順次決定してまいりたいというふうに考えてございます。

それから最後に25 番の市町村建設計画ということで、これは協議事項でございますので、後ほどご説明させていただきたいということでございます。

いろいろ前後いたしました、説明は以上でございます。

米原会長 どうもありがとうございました。今の事務局の説明に対しまして何かご質問がございでしょうか。

米谷委員 協定項目については、おおむねこれでいいというように思っておりますけれども、それに関しまして美原町では、事務事業カルテ集計表というのが議員全員に配られました。これを見ますと、事務事業の総数が2,980 件あり、両市町が実施しているものが579 件、堺市のみ実施しているものが1,177 件となっておりますというふうに考えております。比較別の項を見ますと、堺が上になっておる行政が315 件、同じが854 件、美原が上が41 件、その他が181 件、重要度別では、非常に重要が405 件、どちらかといえば重要が842 件、その他が501 件、調整方向別では、廃止統合が1,397 件、見直しが154 件、現状維持が213 件、その他が208 件、そのまま実行が795 件、困難度別

では困難が212件、どちらとも言えないが1,036件、容易が1,503件となっている、こういう事務事業カルテの集計表が我々議員に配られました。

住民の皆さんは、先ほど、この協定項目の中に、これらの事務事業のカルテの中で集計されている内容が非常に大きな内容であると思っております。住民の皆さんが合併の是非の判断するために、これらの資料については非常に重要な資料だと思っております。特にこの数字だけの問題ではなしに、これらの詳細な資料が検討されておるわけですので、この詳細の内容ですね、どういう内容にそれぞれなっておるのか、この資料の公表をすることがまず大事なことはないかと思っておりますので、その点についてお答え願いたいと思います。

吉田事務局長 一応その部分につきましては、7号議案の中で基本方針を説明させていただきますが、個別の、要は協議会でどういう形で処理するかということにつきましては、今、委員ご指摘のように数が多いので、どういうふうにしていくかというのは、7号議案の中でお示しをしたいというふうに考えてございます。以上でございます。

米原会長 ほかに何かございませんか。

(「なし」という声あり)

ほかにご質問がないようでございますので、この協議項目に関する議案は原案どおり決定するということにさせていただきます。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

どうもありがとうございました。それでは、次の協議項目に入りまして、協議第7号「協定項目の調整の基本方針(案)」を議題といたします。

本件につきまして、事務局からご説明くださいますようお願いいたします。

吉田事務局長 それでは、協議第7号、7ページでございますが、「協定項目の調整の基本方針(案)」でございます。これにつきましてご説明を申し上げます。

これは先ほどご協議いただきました協定項目について調整をしていくわけでございますが、それについての基本方針をどう立てるかということの内容でございます。

まず、1の基本的考え方でございますが、6月の第1回の合併協議会におきまして、合併の方式につきましては、編入合併を前提として協議を行うという確認がなされてございます。したがって、これを踏まえまして協定項目の調整にあたりましては、堺市の制度を基本にいたしまして、これまでの美原町の行政制度の経緯を尊重しながら、美原町の住民サービスでございますとか、住民生活に急激な変化をもたらさないよう配慮するとさせていただいております。以下、任意合併協議会でご確認いただいております1から5の項目につきまして、総合的に勘案して実施するという内容でございます。ここでは一応一体性の確保の原則、福祉向上の原則、負担公平の原則、健全な財政運営の原則、行財政改革推進の原則と、こういう原則にのりまして具体的に進めたいということでございます。

それから、2の方でお示しをしておりますのは、当合併協議会での提案・協議の方法でございます。事務事業の調整につきましては、幹事会、その下にございます下部組織の専門部会、こちらの方で協議・調整を行ってまいりましてでございますが、先ほどご説明申し上げました協定項目以外にも、行政の内部管理事務を除いたすべての事務事業調整項目について8ページにございます様式1、資料として協議会にご提出をさせていただいて、ごらんいただくというふうに考えてございます。

さらに、その中で住民生活に密接にかかわる事項、それから、重要と考える事項につきましては、専門部会、幹事会で検討された調整(案)を9ページにございますような別紙2の様式によりまして、左に堺市の現在の事業内容、それから右に美原町の事業内容を記載いたしまして、一番右に調整の具体的内容を案としてお示しをしまして、協議会の中で協議いただくというようなことを考えてございます。これは空白でございますので、中身につきましては、何度も前後いたしますが、関係資料というのを再度またごらんいただきたいんですが、9ページのところをごらんいただきたいと思っております。

9ページでございます。田無市・保谷市合併協議会事務事業等の調整方針一覧並びに田無市・保谷市合併協議会の調整内容という表題がございますが、ここをごらんいただきたいと思っております。

めくっていただきまして、11ページのところでございますが、これは先ほど表題にございました田無市・保谷市が合併いたしまして、現在、西東京市となっておりますわけですが、そちらの合併協議会でお互いの事務事業等をどういうふうに調整したかというような一覧の抜粋でございます。ごらんいただきますと、左に事務事業名、右に調整方針を記載されております。例えばでございますが、企画総務関係欄の、例えば下から4段目に公文書開示、公文書公開に関することということがございますが、調整方針をごらんいただきますと、新市におきまして、田無市の基準で制度化を図るというようなことが書いてあります。中ほどにございます教育関係の欄でございますが、通学区域に関することにつきましては、調整方針の中で、当面現行のままとするが、市境の地域につきましては、弾力的運用に努めると、また、児童・生徒数の動向を踏まえ、新市において速やかに小・中学校の適正規模、適正配置の検討とあわせて通学区域の見直しを行うというようなことが書かれてございます。これが先ほどございました資料の様式1のイメージでございます。

続きまして次のページ、12ページでございますが、先ほどご説明いたしましたように、住民生活にかかわりが深いもの、重要なものにつきましては、ここにお示しさせていただいているような内容を当協議会でもお示しをさせていただきたいなということでございます。この例示でございますが、これは地方税の取り扱いに関しましての調整内容でございます。左に田無市、右に保谷市の現況が記載されております。その右に調整の具体的内容が記載されてございます。税率につきましては、同一であるため現行のままとしていますが、下

段の方で、納期につきましては保谷市の例によると、ただし平成12年度については、それぞれ旧市の例によるとされてございます。これが田無市・保谷市の調整の内容ということで、私ども当協議会でも、こういう具体的に堺市と美原町の違いをお示しをさせていただきまして、次回、第3回目から順次各項目につきましてお示しをしていきたいという考えでございます。

以上が調整基本方針（案）、先ほどございました提案・協議のイメージでございます。ちょっと資料がいろいろ飛びましたんですが、関係資料をご参考にいただきまして、ご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

米原会長 どうもありがとうございました。ただいまの事務局の説明に対してご質問等がございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

栗駒委員 基本的考え方ですね、5原則が書かれてございますけれども、この5原則を総合的に勘案して実施するというので、総合的に勘案して実施する場合の考え方がその上の3行、2行半ですか、文章になっていると思うんです。堺市の制度を基本にするんだと、美原町の住民サービスや住民生活に急激な変化をもたらさないよう配慮しつつというふうにあるんですけども、先ほど、協議第6号で確認をいたしました中で、各種事務事業の取り扱いについて、住民サービスの低下を招くことのないよう配慮しながらと、こういうふうなことで先ほど確認されました。そういたしますと、この美原町の住民サービスや住民生活に急激な変化をもたらさないよう配慮ということは、これは住民サービスの低下を招くことではないというふうに理解していいと思うんですが、そうであれば、むしろその文章を、先ほど確認した住民サービスの低下を招くことのないように配慮するというふうな文章にした方が整合性がとれるんじゃないかというふうに考えますが、どうでしょうか。

吉田事務局長 ただいま協議第6号の部分を尊重しながらということでご提案あったわけですが、今後協議する中で、いろんなケースがあるかと思いますが。事務局といたしましては、原案のとおりということでお諮りしたいと思います。

米原会長 ここは先生のご発言のご趣旨は十分尊重しながらやっていくので、こういう文面でいかがでしょうかという事務局の意向でございますが、よろしゅうございましょうか。

栗駒先生のご意見は貴重なご意見だと思いますので、私どもも、今ご発言いただいたことは十分に心しながら、この会議を進めさせていただくように努力いたしますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

高島委員 別段、今の基本方針は私は賛成でございますが、この8ページ、9ページのことが第3回からいろいろと出てくるということ、今、お話伺った中で、この字ですね、今、例で縮小しているんだと思うんですが、この字では私は見えにくいので、ページ数は多くなっても構いませんから、今後、これが非常に大事なことになりますので、もっと見やすいように、大きな字で出せるようにしておいてください。それだけお願いしたいわけです。よろしく申し上げます。

吉田事務局長 まことに、今、お示ししておりますのは、これは単純にコピーいたしまして出しております。ご指摘のように、もっとわかりやすい状態でお示しをさせていただきたいと思っておりますので、貴重なご意見ありがとうございます。

米原会長 それでは、第7号の議案につきましては、原案どおり決定ということによろしくうございましょうか。

(「異議なし」という声あり)

どうもありがとうございました。ご異議ないものと認めます。よって、本件は原案どおり決定いたしました。

次の協議第8号の議題に移らせていただきます。協議第8号は、「市町村建設計画の策定にあたっての基本方針(案)」を議題といたします。

本件につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

吉田事務局長 それでは、協議第8号「市町村建設計画の策定にあたっての基本方針(案)」、11ページでございますが、これにつきましてご説明をさせていただきます。

先ほど来ご説明申し上げておりますように、事前に関係資料の13ページ、新潟市・黒崎町合併建設計画(まちづくりビジョン)というのがございます。こちらの方を、また参考にごらんいただきたいと思っております。参考資料4の新潟市・黒崎町合併建設計画(まちづくりビジョン)でございます。タイトルは合併建設計画となっておりますが、いわゆる市町村の建設計画のことでございます。先ほどご説明いたしました合併協定書と同様に先進合併市町の例ということで内容をご説明させていただきます。市町村計画につきましては、合併特例法で合併協議会の役割の一つとしてその作成が義務づけられておりまして、内容につきましても、おおむね記載する事項が定められてございます。新潟市・黒崎町の計画もその趣旨に沿ったものというものでございます。

それでは、14ページをごらんいただきたいと思っております。目次でございますが、こういった計画の構成でございます。最初に、計画の概要というのがございます。計画の趣旨、それから構成、期間がここで書いてあります。それから、合併の必要性と効果ということでございます。続きましてといたしまして、まちづくりの基本方針、といたしまして、まちづくり計画、で、この計画の事業に係る概算事業費、それからといたしまして、合併後10年間の財政計画、こういう全体構成になってございます。

それでは、15ページをごらんいただきたいと思っております。この計画の概要でございますが、1で趣旨が記載されてございます。2行目でございますが、黒崎町の総合計画を継承し、新潟市の総合計画を踏まえて、新潟市と黒崎町の合併に伴う黒崎町地域のまちづくりの基本方針を定め、総合的なまちづくり計画を策定し、これを実現することにより、両市町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上、それから地域発展を図る。新しいまちづくりの基本方針となり、具体的な施策の方向を示すものとされてございます。これが趣旨でございます。

それでは、下にあります3の期間でございますが、具体のまちづくりの計画につきましては、平成13年度から平成22年度までの10カ年計画というふうに期間が書かれてございます。

ページをめくっていただきまして16ページでございますが、1の合併の必要性といたしまして、まず、交通機関の発達と生活圏の一体化、17ページへ移っていただきまして、地方分権、高齢化に備えた行財政能力の強化、といたしまして広域的展開と合併という項目で、2の合併の効果として、その次でございます、合併の効果、18ページの方に移っていただきますと、合併の歴史と両市町の一層の発展という項目立てが記載されております。

ちょっとページをめくっていただきまして20ページでございますが、まちづくりの基本方針ということでございます。まず、1の新しいまちづくりの項目では、上から6行目以降でございますが、将来的には政令指定都市をも展望しつつ「環日本海の中核拠点都市づくり」を進めるとされてございます。

それから、2でございますが、黒埼町地域の役割といたしまして、これは下から3行目のところをごらんいただきたいと思いますが、農業と調和のとれた都市機能を持つ地域拠点であり、また、広域交通の拠点として新潟市の陸の玄関口としてふさわしいまちづくりが期待されるとしてございます。

それから21ページでございますが、3番目、黒埼町地域各地域の特性と土地利用の方針というのがございます。北部地区、中部地区、22ページの方に移っていただいて南部地区、それぞれ区分いたしまして、それぞれの地区の方向性を記載されてございます。

それから23ページ、のまちづくり計画でございますが、この部分は、今ご説明いたしましたまちづくりの基本方針に基づきまして、具体的な施策の方向を示しているものでございます。具体の分野ごとに主要な事業を文章と表に記載されてございます。分野の項目につきましては、1福祉、24ページに移っていただきまして、2環境・安全、さらに小項目で公園緑化、25ページでは住環境、環境衛生、26ページに移っていただきましてで消防・防災、27ページでは3番、教育・文化、が学校教育、が社会教育・文化、ページをめくっていただきまして28ページ、社会体育という小項目で主要事業を記載されてございます。これが各主要事業についてでございます。

それと29ページでございますが、4産業というのがございます。が農業、30ページでございますが、商業・観光、それから、大きく31ページのところで5番、都市基盤ということで下水道、それから上水道・都市ガス、32ページに土地利用、33ページ、道路網・交通体系、そういう項目ごとに主要事業を記載されてございます。こういうふうに具体的に項目を挙げまして説明を入れて事業の内容についての説明をしておるのが、新潟市・黒埼町の新市建設計画でございます。

最後に予算の関係でございますが、35ページに、この計画を実施するにあたっての概算

事業費、これを分野ごとに記載されておりまして、36ページでは全体の財政計画、歳入歳出に分けまして、10年間のトータルの財政計画を記載されてございます。

ちょっと長々とお説明いたしましたが、以上が参考におつけいたしております新潟市と黒埼町の合併建設計画ということでございます。

それでは本論に戻りますが、資料の11ページをごらんいただきたいと思います。協議第8号「市町村建設計画の策定にあたっての基本方針（案）」ということで、11ページでございます。本案件につきましては、堺市と美原町の合併後の基本的なまちづくりプランとなる市町村建設計画につきまして、その位置づけでありますとか、構成、計画期間、対象区域等につきまして、策定にあたりましての基本となる事項について基本方針として確認いただくものでございます。

まず1番、計画策定の目的でございます。読ませていただきます。堺市及び美原町の合併に際し、両市町の住民に合併後の市の将来ビジョンを示すため、合併後の市の基本的なまちづくりプランとしての役割を果たす市町村建設計画を策定する。以上が計画の目的をここでお示しをさせていただいております。

2番目、計画の位置づけでございます。この計画は、美原町第3次総合計画を継承し、堺市総合計画「堺21世紀・未来デザイン」を踏まえるとともに、合併後の市が政令指定都市に移行し、関西圏全体の発展に貢献する拠点都市としての役割を果たすことを念頭に、美原町域に重点を置き、両市町区域のまちづくりの基本方針と計画を定め、これを実現していくことにより、両市町の速やかな一体化と両市町域の均衡ある発展に寄与するとともに、住民福祉の一層の向上を図るものとするということでございます。

美原町の総合計画の継承でございますとか、合併後の市の政令指定都市への移行などを踏まえたものでございますということです。当然、京阪神に続く関西圏における第4番目の都市として指定都市への移行を契機にいたしまして、関西圏全体の発展に向けての役割を担うというような意味を込めてございます。当然でございますが、住民福祉の一層の向上を図るというのが当然の話としてここに記載させていただいております。

それから、第3の計画の構成でございますが、この計画は、まちづくりの基本方針、それに基づくまちづくり計画及び財政計画で構成するというところでございます。

それから4番、計画期間でございますが、まちづくりの基本方針は、長期的な視野に立ったものとし、まちづくり計画及び財政計画は合併特例法等に基づくさまざまな財政支援措置を考慮し、各計画の実施期間は、平成17年度から平成26年度までの10カ年とするいたしましたして、合併特例債等の財政支援措置の期間を考慮いたしまして、また、先ほどありました先進事例等を参考にいたしまして、10カ年の計画というふうにさせていただいております。

それから5番目、計画の対象区域及び策定方法でございますが、この計画の対象区域は両

市町域とし、美原町域に重点を置くこととさせていただいております。前回の合併協議会におきまして、合併の方針につきましては、編入方式を前提に協議を進めるということになったことを踏まえまして、美原町域に重点を置いた計画とするというふうにさせていただいております。

それから第6、まちづくり計画における対象事業でございますが、まちづくり計画の対象事業は、原則として、以下の基準により選定されるハード及びソフト事業とし、大阪府等が事業主体となるものも含むものとする。

活力・求心力・魅力ある新たな拠点地の整備など、美原町第3次総合計画等に基づくまちづくりの一層の進捗を図る事業、ページをめくっていただきまして12ページでございますが、広域基幹道路網や公共交通体系の整備など、合併後の市の一体性の速やかな確立を図るために行う事業、といたしまして、安心して快適な都市基盤や生活基盤の整備など、合併後の市の均衡ある発展に資するために行う事業、といたしまして、合併後のまちづくりを総合的かつ効果的に推進するために行う公共施設の統合整備事業ということでございます。こういう4つの事業を例示いたしまして、美原町のまちづくりの一層の進捗、それから合併後の市の一体化の促進、こういうものに配慮することとさせていただいております。なお、ハードのみならず、ソフトも計画に記載していくという考えでございます。

最後に、第7でございますが、住民意向の反映等でございます。計画の策定過程においては、両市町住民への情報提供を積極的に行い、パブリックコメントを実施するなど、その意向の把握と反映に努めるものとするということでございまして、先ほどからご議論出ておりますパブリックコメントの実施などによりまして、住民意向の把握と反映に努めてまいりたいというような想定をしております。

以上の市町村計画の策定にあたっての基本方針ということで策定作業を進めるわけでございますが、先ほどスケジュールで申し上げましたように、案といたしましては、10月の協議会には計画素案を協議会にご提示をいたしまして、11月ごろに予定しておりますパブリックコメントを経まして、来年1月に案を協議会にお諮りいたしまして、2月ごろには策定を終えたいというような考えでございます。

長々のご説明いたしました、以上で第8号議案「市町村建設計画の策定にあたっての基本方針（案）」の説明とさせていただきます。以上でございます。

米原会長 どうもありがとうございました。以上で事務局の説明が終わりましたが、本件に関連しまして、今の事務局の説明等を踏まえていただきまして、ご質問等がございましたらお受けしたいと思います。

肥田委員 美原町の肥田でございます。ただいま市町村建設計画の策定の基本方針（案）について、事務局の趣旨説明を拝聴いたしました。前回の合併方針の協議においては、各委員から賛否両論からの意見が述べられたところではありますが、審議を尽くしての結果は、とも

に力を合わせて政令指定都市の実現をめざし、両市町の住民福祉の増進とまちづくりの発展を図ると同時に、編入を前提とする上においては、美原町域に重点を置いて、諸方針の策定がなされるよう申し上げ、各委員の理解が得られたことを踏まえての提案であったと思っております。

前回の会議で、まちづくりの計画に充当される280億の特例債は、すべてを美原に使ってもらうよう申し上げたところではありますが、それは対等尊重の考えで協議に臨む精神論であると同時に、美原町が置かれている厳しい状況を堺の委員の皆さん方にもぜひともご理解願いたいとの強い思いからの発言でありました。先ほどの協定項目の調整方針同様、合併協議の根幹をなす非常に重要な事項について、今、こうして明文化された方針をお聞きし、少しは安心もし、特例債の使途についても、改めて対等尊重の立場から大いに議論してまいりたいと強く思っている次第であります。以上であります。

米谷委員 4点について質問をしたいと思っております。

まず、2番目の計画の位置づけについてであります。この文章の中で関西圏全体の発展に貢献する拠点都市としての役割を果たすことを念頭にということが書かれております。関西圏全体の発展も大事なことであろうかと思っておりますが、しかし、今、美原町の住民の皆さんが置かれている暮らしの状況や、また、堺市との合併に対します住民の皆さんの意向を踏まえると、今回の堺市との合併の是非を検討する協議では、まず、住民の福祉の向上を図ることが大前提ではないかというふうに思っております。市町村計画の基本点はこの点にあるんじゃないかと思うわけでありまして。地方自治体の本来の仕事を追求することではないかと思っております。

以上の理由から、この部分の文章の訂正を求めたいと思っております。

次に、3番目の計画の構成、計画の期間に関する問題であります。まちづくり計画、財政計画は、平成16年度から平成26年度までの10カ年ということになっております。住民の皆さんが知りたいことは、合併特例法の地方交付税交付の特例が切れる15年後、合併特例債の返済が始まる時期以降の堺市、もし合併になったとしても、この堺市の財政の見通しがどのようにっていくかということではないかと思っております。この情報は、住民の皆さんが合併の是非を判断する重要な情報だと思っております。その点から、財政計画、財政シミュレーションについては、20年後、30年後まで明らかにすべきではないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

次に、6番目のまちづくり計画における対象事業の問題であります。協定項目の基本方針(案)でも、福祉の向上の原則の中で、また、市町村建設計画の策定にあたっての基本方針の2の計画の位置づけでは、両市町域の均衡ある発展に寄与するとなっております。まちづくりの計画方針でも住民の暮らしが優先されるべきこと、均衡あるまちづくりが明記されてあるわけでありまして、美原町が行いました地区懇談会アンケートでは、美原町の住民は、

まちづくりに対しまして、合併によるまちづくりに対する不安が64%もあるという結果が出ております。

このことは、第1回の法定協議会でも披露した点でございますが、この点から均衡ある発展を考えると、例えば公園を見ますと、人口当たりの公園等の面積は、平成13年度で堺市が1人当たり7.9平米、美原町が4.5平米という状況であります。また、交通事故件数を見ますと、美原町は交通事故が非常に多い町でありまして、大阪一がこの10数年来続いているわけでありまして、人口1,000人当たりの平成12年度の事故件数、堺市では7件であります。美原町は11件となっております。下水道普及率を見ますと、人口当たりで見ますと、平成13年度で堺市が81.3、美原町が42.3となっております。これを見ましても、これだけ美原町の立ちおくれがあるわけでございますが、これらが改善されずに堺市との合併が進めば、現況でも合併しますと、新しい堺市の中では、公園で7.7平米という数字が出てまいりますし、交通事故件数でも7.2件という、こういうような状況になっております。現状のままで合併すれば、表面上の数字では美原町域の公園や下水道、交通事故対策が進んでいるという錯覚が生まれてくる数字となっております。美原地域のこれら施設の整備や交通事故対策が捨て置かれるんじゃないかという、こういう不安が美原町の住民の中に残ってくるわけでありまして。

また、美原町は鉄軌道のない町でございますので、バス路線や鉄軌道の要望が多いことを見れば、政策の順位から見れば、この原案に書かれている順序ではなしに、2番目の広域幹線道路網や公共交通体系の整備など、合併後の市の一体性や速やかな確立を図るために行う事業がまず1番目に来るべきことではないかと思っております。

次に、3番目の安心・快適な都市基盤や生活整備など、合併後の市の均衡ある発展に資するために行う事業がその次に来ることではないかと思っております。そして1番目の活力・求心力・魅力ある新たな拠点地の整備など、美原町第3次総合計画に基づくまちづくりの一層の進捗を図る事業がその次に来るように思うわけでありまして。このように、この文章については、このように順序を変更すべきだと考えておりますが、どうでしょうか。

4点目には、ソフト事業の問題についてであります。ここにもハード・ソフトの事業ということを書かれておりますが、この計画(案)の中には、ソフト事業については一向に明記がされておきませんが、それはどうなっているのか、以上の点についてお聞きしたいと思います。

吉田事務局長 まず1点目、計画の位置づけのところでございますが、いわゆる関西圏全体の発展に貢献する拠点都市ということの表現等について修正をというご意見かと思っております。先ほど私も説明の中で、大阪、神戸、京都に次ぎます関西では50年ぶりの指定都市ということの誕生でございます。重点11項目の中で美原町さんの方で新拠点としての整備を必要とされておられます新市における、いわゆる役所周辺の整備のことでございます。こういう

ものも大きな視点から考える必要があるというようなものも少しこの中で含ませていただいておりますのでございます。これは事務局側の説明ということでございまして、当然、産業・経済・文化・市民生活などのさまざまな面で圏域内外の各都市との連携でありますとか、協力を図るといことが、いわゆる指定都市へ移行するにあたっての関西圏全体での発展の一翼を担うということで、ここへ表現させていただいております。

我々、今回のこの話につきましても、先ほどの11項目の中でも政令指定都市問題、区の問題等がうたわれてございますので、その点を踏まえましての表現とさせていただいております。

それから、計画期間でございますが、10カ年という部分につきまして、もう少し長期に、20年後、30年後をイメージしてのお話かと思いますが、昨今のこの経済情勢の中で、財政計画につきましても、なかなかその見通しがしにくい部分もございまして。先ほど、参考で申し上げて悪いのかわかりませんが、新潟市・黒埼町でも10カ年計画、他市のいろんな合併の市町村の例を見ましても、10カ年というのが多うございましたので、それを採用させていただいております。

それから、6番目の順序につきましても、少し事務局の意見というよりも、ご議論をいただきたいなというふうに思います。以上でよろしゅうございますでしょうか。

ちょっと補足いたしますが、先ほど、計画の位置づけのところでございますけれども、住民福祉の云々のご指摘がございました。当然、美原町の第3次総合計画並びに堺市の総合計画であります未来デザイン、この中では、当然のことでございますが、住民福祉の向上というのがまず大前提ということでございまして、一番最後にも住民福祉の一層の向上を図るといのが、まず今回の計画の基本方針ということで最後に押さえていただいているということでございます。以上でございます。

米谷委員 まず、2番目の計画の位置づけの問題については、先ほども申し上げましたように、関西圏全体の発展というのも、これも大事なことだろうとは思いますが、何度も申し上げておるように、美原町の住民にとって、今、住民が考えているのは、堺市の吸収合併にされるんじゃないかと、こういう点での不安等もあるわけでありまして。それと同時に、先ほどから申し上げておるように、美原町の住民の皆さんに置かれている暮らしの状況から見ても、この点が重要だろうかと、今重要なのは、まず、皆さんの暮らしの問題、住民の福祉を向上することが大前提ではないかということで、この文章の訂正を求めているわけでありまして。

そして、ちょっと3番目の問題については誤解をされておられるのではないかとおもうんですが、財政計画、まちづくり計画10カ年ということは、それはそれで計画を立てればよいと思っておりますけれども、ただ、先ほど申し上げておりますように、地方交付税の特例の切れる15年後、そして、合併特例債の返済が始まる時期以降の財政見通しがどのようにな

ってくるのかということが住民の皆さんがまず知りたいことではないだろうか、政令都市になれば何か夢が開かれるというようなイメージもあるわけですが、実際、そのような状況になるのかということをお聞きしたいというふうに思っております。だから、その点を明らかにしていただきたいというふうに思っておりますので、その点でもう一度お願いしたいと思います。

吉田事務局長 済みません、ちょっと私後段の部分を聞き落としておりました、申しわけございません。

財政シミュレーションにつきましては、当然、今後どういうふうになるかというのは大事な項目でございます。私どもの考えといたしましては、一応そういう部分も踏まえながらのお話は当然必要かと思いますが、こちらのこの計画自体につきましては10カ年で、例えば指定都市移行後どうなるかというようなシミュレーションとか、おっしゃっていただいている特例債、15年後、切れたときどうなるかというような部分につきましても、要は償還計画等をお示ししながらということで、この中でもそういうのはうたっていく必要があるというふうに考えてございますので、そういう部分も加味しながら、この計画の中では議論をしていきたいというふうに考えてございます。

米谷委員 もう1点、先ほど局長さんの答弁の中で、市町村計画、建設計画協議の中で、合併スケジュール(案)のままで素案策定が10月、パブリックコメントが11月、計画案策定が1月ということをお聞きしたんですけれども、先ほどの答弁では、これは最短コースということで考えておるとのことだったので、何か先ほどの答弁では、もうこれが決まったもののようなことですので、これはちょっと訂正していただきたいと思っておりますので、よろしくお祈りいたします。

吉田事務局長 済みません、ちょっと発言が適正でなかったと思っております。おっしゃるとおりでございますので、訂正させていただきます。

平野委員 私は今までお聞きいただきまして、住民の側の子どもたち、それから生まれた子どもたちの関係の仕事をしておりますので、美原からこちらへということと、今まで南河内として狭山、富田林家庭センター、それから保健とか、そういう事業におきましては、すべて南河内のそちらの方でご厄介になってきたわけなんですけれども、堺というの、やはり皆さんの認識の中では一遍もつながりがないということから出発するわけですから、だから、不安というのはすごく持っておられて、まず距離感の不安、それから、これからのことなんですけれども、出てきたら、一応交通のことで何でもできていくんでしょうけれども、皆さんの頭の中には、やはり、うちら今でもこれだけ不便で、保健所でも美原町へ来てくれるようになった。それから、循環バスも出た。そういうふうになんてなってきた中で、また堺へ、どうしようって、子ども連れて、どこでどうなるんやろうというような、一般的に言えば、そういう不安がすごくあるのが一般の方だろうと思っております。

だから、そういう意味では、これから人にやさしい交通体系の確立とか、そういうことを私は美原町という地盤が今までやっぱり交通網がかなりおくれたところにあると思いますので、その辺を重点的に考えていただきたいと思うことと、それから、黒山の警察関係で防犯などで一緒になりますと、登美丘というところ、一部が関係で一緒に会議もするんですが、いずれにしても、そういう中で、各美原町から近いところの堺市さんと、いろいろ交流もあるんですが、まず、失礼ながら、余りいいことは聞こえてこないという形のものになっておりますので、その辺も住民さんに、この編入合併のことにつきましても、はっきりとやはり、こういう利点が合って、こういうふうに皆さんのことを考えて、こういうふうにするんですよというようなこと、細かいことをやっぱり一般の人に知らしめていただいてということの方が私は何よりも大事かと思っております。以上でございます。

吉田事務局長 おっしゃるとおり、先ほどからもご答弁させていただいておりますように、美原町さんの実態というものをよく我々、この協議会の中で、当然堺でございますから、認識した上で、今ご指摘ございましたバス交通の問題でありますとか、教育問題とか、いろんな形で対応を、どういうふうになっているかということをお示ししながら、ご協議を進めていかなければならないこととございます。できれば、もう少しお互いの町・市を知ってもらえるようなことも、いろんな形でお示しをしながらご協議いただきたいなというふうに考えてございます。それでよろしゅうございますでしょうか。

池田貢委員 もし、仮に合併するとなった場合、やはり堺市も美原町も政令指定都市をめざすということにつきましては、一応の理解を得ていると思うんですが、先ほどの資料の方ですね、新潟市・黒埼町及び田無市・保谷市等の合併協議会の協定書等の資料につきましては、この4市町村が合併したときの政令指定都市じゃないわけですから、できたものですね。ですから、単なる引き写しじゃなくて、やはり政令指定都市をめざすのであれば、その政令指定都市に沿った十分な内容等を考えていく必要がもちろんあると思います。

それで、きょうの新聞にも岡山市が合併によって政令指定都市をめざすということも載っておったんですが、そのときに、これから指定都市をめざす市町村が出てきたときに、その市町村等がこの市町村がこういう法定協をつくったりしたときに、堺市・美原町の資料がこういう資料として残されるような、出されるようなそういう立派な、やはりすばらしい合併を進めていきたいと思っております。そのときに、美原町域に重点を置くと書いていただいているんですが、任意合併協のときに政令指定都市を美原町の方から11項目の要望として政令指定都市をめざすのかということをお聞きまして、及び美原区の設置はできるのかということをお聞きしたときに、堺市の助役さんからは、それは前向きに十分検討させていただくという回答を得ておるわけなんですけれども、ただ、住民さんから僕らが話を聞いておると、やはり美原区のままで残るのか、これは美原区の設置というのは美原町の高岡町長もかなり前面に出しておられるわけなんですけれども、美原区を設置できるのか、あるいは東区の

東区役所美原出張所で終わるんじゃないとか、そういうような懸念もやはり大いにありますので、この基本方針の中に、これは合併を前提とした基本方針ですので、5番の、この計画の対象区域は両市町域とし、美原町域に重点を置くと並びに美原区の設置について最大限努力する、あるいは前向きに検討する等のそういう文面をできれば入れていただければ、こちらとしても安心して協議を進めていけるのではないかなと思うんですが、その点ちょっとお答えいただければと思います。

内原委員 先ほど任意協議会の際の話が出ました。そのとき堺市側の委員として出ておまして、お答えを申し上げたのは私でございます。この法定合併協においても今のご意見は、やはり美原町さんとしては、合併を前提として町長さんも美原区の設置はぜひというご意向でございますし、恐らく、町民の方々皆様、合併をするとしたら、そういうことを前提というのは皆さんの総意であろうと我々も、我々といいますが、私も感じますので、最大限努力をしていきたいということでございまして、ここへ入れることについても私としては賛成でございます。

栗駒委員 今、美原区を設置するお話があったわけですけども、今、委員の一人の堺市助役の方からお話があったんで、多分それは後で諮られるんじゃないかと思うんですけども、私は2番の計画の位置づけについてご提案を申し上げたいと思うんです。先ほど、米谷委員からもお話ありましたけれども、関西全体の発展に貢献する拠点都市というくだりがありましたけれども、私は、この6行目の文章の中に、合併後の市から念頭にというところの2行について、次のように、ぜひ修正をしていただきたいと思いますので、後で中身を申し上げますけども、はっきりしたいので、文章にしておりますので、会長さん、配布させていただきますか。

(資料配布)

訂正の内容は、まず文章で申し上げたいと思います。合併後の市が政令指定都市に移行することが展望されるもとで、これまでの歴史に培われてきた豊かな文化や産業を継承発展させるとともに、新たな文化、産業が創造され、個性豊かで活力のあるまちづくりを進めることにより、住民が暮らしやすく魅力のある街になることを念頭に、以下同じでね、美原町域に重点を置き以下同じ文章でいいというふうに考えております。

なぜそういうふうに考えるのか、少し申し上げたいと思うんでありますけれども、先ほど、このたびの合併は、美原町さんと堺市の合併だということでありまして、今後、新しい市がどういう方向を向いていくのかということが、これが本当に大きな住民の方々の思いだと思います。今、本当に経済状況も悪い中で、どうしたら本当に活力ある住みやすいまちになっていくのかということだと思っております。実は、今、堺市もそうでありまして、常に上を向いて、上を向いてというか、そういうふうな政策が中心になっているんですね。それで、大阪の経済状況は、あるいは関西の経済状況はご承知のように、失業率が沖縄に次

いで全国2番目だと、関西圏ですね、あと京都も兵庫県も4番目、5番目という状況でして、そういう状況になっております。

今、大阪にあるいろんな本社機能なんかも、全部東京に行ってしまう。大阪にあった住友銀行も合併し、実質は東京だと、三和銀行もそうだというふうな状況ですし、そういうふうな状況になっているわけですけども、そういう中で、関西圏の経済がなかなか活性化しない。この間、就業者率見ましても、日本全体、96年、99年比較いたしまして、日本全体では6.6%減ってる中で、大阪は10.5%という状況でありますし、全体的に減っている中で、少しは例えば情報サービス部門で上がっていると、全国的に上がっているけれども、上がる率、全国的には11%以上上がっているけども、大阪圏は5%しか上がってない。産業が新しい産業が生まれていくというのが、これは流れがありますけれども、そういった方向になっていないんです、関西圏では。なぜかというんですけども、結局、この関西圏、大阪もそうですけども、バブルがはじけてからも、バブルの時代の構想を引きずってずっとやってきているということが新しい産業が生まれ出すという点で非常に支障になっているというふうに、いろんな指標があらわしております、そういう中で、私はこの計画の位置づけの中に、関西圏全体の発展に貢献する拠点都市云々という文章が任意の協議会の中では私はなかったと思うんですね。ところが今回の法定協議会の中でこれが盛られてきたということは、やはり何かそういう方向をより強めていこうという、これまでの開発中心のまちづくりを進めていこうと、こういうふうなことが念頭にあって、こういう文章になったのではないかなと私は中身について、これから具体的にになっていくわけですけども、思うんです。

そうでなかったら、なぜこういうような文章がわざわざ入ったのかなというふうに考えておまして、それよりもむしろ、先ほど申し上げましたように、本来、住民福祉の増進のため、本当に、どうすれば、豊かで住みやすい、個性ある、魅力ある、そういうふうなまちにすべきだということを念頭にまちづくりを進めていけばいいというふうに考えておまして、むしろ、そういった文章の方が今回の合併に適当じゃないかというふうに考えておまして、先ほどご提案を申し上げます。

米原会長 ただいま栗駒委員さんから、お手元の第2回堺市・美原町合併協議会資料の11ページの2計画の位置づけの3行目からの文章を訂正したいということでお配りしましたような提案をいただいているわけでございます。この提案につきまして、委員の皆様方にいろいろとご議論をいただきたいと思っております。

中村委員 今、栗駒委員からございました件から先にちょっと申し上げたいなと思っておりますが、当然、私たち任意の合併の協議会で美原町さんと鋭意進めてまいって、きょうここに来ただけでございます、当然、関西圏を中心として貢献していくというまちというのは、これから大変大事な、こういう拠点のまちづくりでございますので、それを前提に置きながら、さらに福祉の、ここにも書いてありますが、一層の向上、これは基本的な考えでございますの

で、この原案でいっていただくということで私はこのように思います。ただ、先ほど申し上げられた、この6番の から の順番の問題とおっしゃましたですね。これも私は1番が濃くて4番が薄い、そういうものではないと思いますので、当然そういうご意見があれば、順番を変えても何ら問題がない。ただ、1番も4番も非常に重要であるよと、こういう問題でございます。

もう一つ、鉄軌道の問題でございますが、我々議会でも真剣に議論を展開してまいりました。当然、これは早いうちに鉄軌道、美原町さんと堺の臨海を結ぶ、こういうものはやっぱりつくっていきなと、こういうことを申し上げて提案のとおりと、こういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

野田委員 先ほど池田委員の方から美原区の設置を踏み込んで表現とするとご指摘をいただいたわけございまして、それを受けまして内原委員さんから賛成をいただいたというふうに考えておるわけございまして。したがって、私どもといたしましては、できますれば、原案5の計画対象区域策定の方針の中に将来の区の設置を検討する旨を盛り込んでいただければありがたいなと、このように考えておるところでございます。したがって、私どもといたしましては、区の設置につきましては、議会の議決を要するというのは十分承知をいたしておるわけございまして、この点、堺市の議員の皆様方に深いご理解をいただきまして、実のあるような結果を持っていただければありがたいと、このように思っておりますので、どうぞひとつよろしくお願ひ申し上げます。

米原会長 どうもありがとうございました。済みません、ちょっと混乱してしまひまして、今のご意見の中で、協議第8号、第2回堺市・美原町合併協議会資料というのがございまして、その11ページ目、協議第8号、上から5番目でございます。計画の対象区域及び策定方法とありまして、この計画の対象区域は両市町域とし、美原町域に重点を置くという文章の次に、将来の美原区の設置を検討するという文章を入れたいという動議が出されております。これにつきまして、委員の皆様方のご意見をお聞きしたいと思ひますが、美原区の設置を検討するという文章をつけ加えてよろしゅうございませうか。

池田貢委員 先ほど栗駒委員から修正案が出されておるのに、これはどうするんかということとをまず諮らうことが会議の進め方ではないかと思ひます。美原区が突如出てきて、それを入れるというのは、ちょっと会議の進め方としておかしいのではないかと思ひますので、修正をお願ひいたします。

吉田事務局長 今、議論が2番のところと5番のところと重複して出ております。今、会長が申し上げておりますのは、5番のところ、先ほど意見が出まして、助役さんもお答えいただいておりますので、まずそれを諮らせていただいて、続いて2番は先ほど修正案が出ておりますので、そちらへ移りたいと思ひますが、それで進行させていただいてよろしゅうございませうか。

(「はい」という声あり)

吉田事務局長 ありがとうございます。

米原会長 それでは、今、事務局が申しましたような順番で議論を進めていくということをお認めいただいたというふうに理解いたしまして、最初申しました11ページ5番のこの計画の対象区域は両市町域とし、美原町域に重点を置く。将来の美原区の設置を検討するということについてご賛成いただけますでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

全員賛成というふうに理解させていただきます。どうもありがとうございました。

次に、先ほど栗駒委員よりご提案がございました11ページの計画の位置づけの2行目のところの真ん中ぐらいですかね、合併後の市が以下次の行の終わりの方に「念頭に」という言葉がございますが、そこに合併後の市が政令指定都市に移行することが展望されるもとの、これまでの歴史に培われてきた豊かな文化や産業を継承発展させるとともに、新たな文化、産業が創造され、個性豊かで活力のあるまちづくりを進めることにより、住民が暮らしやすく魅力のある街になることを念頭に、最初の文章にあります「念頭に」は栗駒委員もそのままお使いいただいておりますが、このように変更したらどうかということにつきまして、委員の皆様方のご意見をお聞きしたいと思います。

高島委員 今の2の計画の位置づけの件で栗駒委員からこういう提案があるんですが、何事にしても過去があり現在があり将来がある。その中で、この合併ということが今回惹起してるわけですね。私も委員として出ておりますが、基本的には今よりも将来のことを考えて出ているわけです。将来ということは、やはり政令都市、これが私らにとっては、私というよりも、私の後継者、子どもたちも含めて、彼らがそれが今後、これだけ変化とスピードのある世の中で、立ち行ける基盤、力、こういうものを培ってほしい。それを私らがつくって継承していくのが私らの務めやと、私は思って実は委員として出ています。だから、関西という言葉なぜこだわるのか私はわからないんです。やはり我々は関西に位置づけられているわけですね。その中で今回、この合併問題が出ておると、だから委員が提案されている文章も非常にやわらかな、やさしい言葉になっていますので、私は別段、これに対して異議はありませんが、現在、出しております計画の位置づけの関西圏全体の発展という言葉に対しては私は問題はないと、私は個人的にでございますが、そのように思っておりますので、これは皆さんの挙手をもって、どちらにするか決をとられたらいいかなと思います。以上です。

肥田委員 1つ1つちゃんとけじめつけていかないと、ややこしいでしょう。

池田貢委員 今、美原の委員からの提案もございましたし、栗駒委員からの提案あったんですが、両方とも関西圏の全体の発展に貢献するということも、もちろん拠点都市として重要でありますし、栗駒委員のおっしゃっている住民が暮らしやすく魅力のあるまちになることもこれはもちろん当然必要なことでございますので、この2つを別段、どちらをとるかとい

う決じゃなくて、2つを足したら、私の方としては、より一層いいものができるのではないかなと、こう思うわけなんです、その点、よろしく願いいたします。

栗駒委員 おっしゃるように、文章というのは抽象的な文章なので、先ほども少しこの提案申し上げた中で、ご説明申し上げましたけども、任意協議会的时候になかった文章がなぜここへ入ってきたのかというふうなことを考えますと、私ども、やはりこれは今、堺市が重点的に進めている開発型行政、私どもはそういうふうに理解しております、そういうことをより念頭に置いた政策を進めるという立場でね、そういう立場でこういう文章が入ったかなというふうに理解をしておりますので、何もなければ入らないわけでありますから、そういうふうに考えましたので、実際、でも合併という意味で、それよりも私の申し上げた文章の方が、より適切でしょうかというふうなことで申し上げました。以上です。

米原会長 ありがとうございます。では、ここで決をとらせていただきます。

原案のままですという方、挙手をお願いいたします。それで、事務局の方、数えていただけますか。

(賛成者挙手)

今、挙手をお願いしましたが、原案賛成という方が27名でございます、4分の3の方の数が23名でございますので、それを超えておりますので、原案のとおり可決ということにしたいと思っております。栗駒委員のご意見も非常にもっともなご意見ですが、あんまり大きく違っておられませんので、私はそう理解しますので、原案のとおりにさせていただくようにいたします。どうもありがとうございました。

米谷委員 先ほど、まちづくり計画に対する対象事業の、この順序を変えていただきたいという提案をしておったんですけども、それは諮ってないんですけども、ただ、先ほど中村委員が言われたように、どちらも大事だということかもわかりませんが、先ほど美原町の状況から見たら、そういう点の順序を変えていただく方がいいんじゃないかというように思っておりますので、そういう点は、一度意見を調整していただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

肥田委員 先ほど、すべて終了したような解釈をしておりましたが、今、米谷委員の発言で、また、これでいいのか、こういうような解釈をいたしましたので、もし間違いであれば、ご容赦願いたいんですが、一言だけ参考意見としてお聞きを願いたいことがございます。大変皆さんが長時間の会議でお疲れのところ恐縮でございますが、ご承知のように、前回のこの合併協におきまして、私が皆さん方に、この堺市と美原の合併については、編入と吸収合併があるが、編入が一番ふさわしいのではないかと、こういう発言をいたしまして、皆さん方のご協議をいただいたと私は解釈をいたしております。

そこで、2日前に私の手元に参りました、私の方の市民団体の集いのピラと申しますか、PRかわかりませんが、その中に、あえて大きな活字をもって吸収合併ということを見出し

に入れられておりました。こういう言葉もよく聞きます。これがやはり日をたつにつれまして、何や吸収されてしまうのかと、それほど美原は財政状況が悪かったのかと、大体普通であれば、吸収合併ということになれば、財政指数、財政が崩壊して、そしてその袖の下に吸収されてしまう、こういうことなんです、そういうようなことじゃなくして、先ほど申し上げましたように、編入の合併が一番ふさわしいのではないかと、このことを皆さん方にご協議をいただきたい。それがこのごろ、これがだんだんとそういうことが表面化いたしまして、針小棒大にいろいろとうわさも出ております。理事者は2人出席しておりますが、こういうことは、これは早い方がいい、できるだけそれを未然にあえて防止するというものではなくても、こういうことが現状で正しいのであるという、その方向を住民の皆さんに知ってもらう必要があるのではないかと、こう申し入れておりますが、堺市の先生方、それから皆さん方にいろいろと曲解、誤解を生むそういう表現の点から伝わっていくとは思いますが、決して現状はそういうことでないと私は思っております。その点を皆さん方が大きな大乗的な見地からご理解を願ひまして、できるだけ、これはそうじゃないよと、こういうことだよということをひとつお伝えを願ひれば幸いですと、このように思ひまして、お時間をちょうだいいたしました。ありがとうございました。

米原会長 先ほど米谷委員からご提案がありました6番目のまちづくり計画における対象事業の順序の入れかえでございますが、そのご意見につきましては、事務局の方でもう一度堺市と美原町で相談の上、整理して次回にご報告させていただきますということでございますので、ご了承いただけますでしょうか。

池田貢委員 順番の入れかえということなんです、そうしますと、3条よりも2条の方が重要なのかと、2条よりも1条の方が重要なのかと、こういうふうになるわけでありまして、法律的に1条の1項より1条の2項の方が劣るとか、そういうようなことは全くないわけで、順番入れかえるというような発想自身が、こういう項目をつくる時におかしいのではないかと、私はそういうふうに解釈いたしますので、その点、また事務局に持って帰って、順番どうするかというようなことはおかしな話ではないかと思ひます。

米原会長 わかりました。その点は事務局も聞いておりますので、今の池田委員さんのご発言のご趣旨も踏まえて事務局が協議することになると思ひますので、よろしくお願ひします。

大変、私の司会の不手際で時間が長引いてしまいましたのが、一応こちらで準備しております議題は全部終わりました。これで閉会いたしたいと思ひますが、次回につきましては、8月20日水曜日午後1時から美原町立中央公民館で第3回目の協議会を開催させていただく予定にしております。したがひまして、委員の皆様には8月20日水曜日午後1時からの美原町立中央公民館における第3回の協議会に、ご多用中とは存じますけれども、ぜひ、ご出席くださいますようお願いしたいと思ひます。

本日予定しておりました案件はこれですべて終了しておりますので、これをもちまして本

日の第2回協議会を閉会したいと思います、よろしゅうございますか。

(「異議なし」という声あり)

どうも長時間にわたりました熱心なご議論をいただきましてありがとうございました。

午後3時19分閉会

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成15年 月 日

会 長 米 原 淳七郎

署名委員 池 田 貢

署名委員 奥 野 新太郎